

流山市道路位置指定申請書取扱要領

この要領は、道路位置指定申請書が将来においても必要かつ重要な書類であり、永久保存とするので、記載に当たっては特に注意し記入する必要がある。したがって、ここに取扱要領を定め、その適正を図るものとする。

(申請書の提出)

- 第1 道路位置指定申請書の正本及び副本（流山市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第15、17号様式）、案内図（原則として2500分の1の都市計画図に朱書のこと。）、道路位置指定申請図（細則第16号様式）に、当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証す書面。）及び当該申請に係る土地建物の登記簿謄本を添えて左綴りとして提出するものとする。
- 2 道路位置指定申請図の原図は封筒に入れ、正本に添付するものとする。なお申請者において原図が必要な時は、借用書を提出させ貸出しするものとする。
- 3 申請者は、指定道路の土地所有者とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。
- 4 代理人のあるときは、委任状を正本に添え、その写しを副本に添えるものとする。
- 5 申請書の提出時期は、築造に着手する前とし、着手は建築基準法施行令（以下「政令」という。）、細則及び流山市道路位置指定に関する技術基準（以下「基準」という。）に適合する旨の道路位置指定の築造承認（別記第1号様式）の通知があった後とする。

(申請書の記入)

- 第2 敷地の地名地番は、土地登記簿に表示されている道路と成るべき土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。
- 2 関係土地の地名地番は、指定を受ける道路に接続する土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。
- 3 道路の概要欄の番号は、1号、2号、……とし、道路が曲折又は幅員の異なるごとに個々に番号を付け、道路位置指定申請図に記載した番号と一致させること。この欄が不足するときは、同欄別紙とするか、又は同欄をちょう付し、記載すること。
- 4 幅員及び延長は、個々の道路についてメートルを単位として記入すること。（寸法は、小数点第二位までとし、第三位以下は切り捨てるものとする。以下同じ。）
- 5 道路の延長は、他の道路の側線相互間又は他の道路の側線より道路の終点若しくは転回広場の中心点までの道路中心線の長さによること。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第42条2項に規定する道路に接続する場合にあっては、道路中心線から2メートル後退した線から算定すること。
- 6 すみ切りの長さは、個々の道路ごとに記入すること。
- 7 側溝の幅は、道路に設けるU字溝及びL字溝の幅を記入すること。

8 道路の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄には、申請道路の面積、当該道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る面積及び合計面積を記載すること。

(申請図の記載)

第3 道路位置指定申請図が1枚に記入できないときは、左上欄に全枚数とその番号を記入し(例えば2枚の場合は2の1、2の2のように。)、図面の組合せ目には承諾者全員の割印をすること。

2 道路位置指定申請図の標題の空欄には、指定、変更、又は廃止の該当文字を入れること。

3 道路となる土地の地名地番は、土地登記簿に表示されている地名地番を記入すること。

4 幅員は、指定にかかる道路の幅員が異なるごとに記入し、延長は全ての道路の合計延長を記入するものとし、自動車の転回広場については面積を記入すること。

5 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄の右には、内訳として、道路となる土地の面積及び建築敷地等の開発行為にかかる面積をそれぞれ記入すること。

6 縮尺欄の構造図の次に公図と表示し、各図面の縮尺をそれぞれ記入すること。

7 各図の記入

(1) 地籍図(実測図)には次のことを記入すること。

ア 方位

イ 地名地番の境界線

ウ 地目及び地番

エ 申請地の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為にかかる敷地の区画及び面積

オ 土地の所有者、地上権者、永小作権者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名

カ 土地内に有る建築物、工作物(橋等を含む。)、道路及び水路の位置

キ 建築予定の建築物及び既存建築物の位置

ク 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、すみ切り及び自動車の転回広場の寸法並びに既に位置の指定を受けた道路に接続する場合は、その延長と合計延長を記入すること。

ケ 標識の位置

コ 貯溜槽又は浸透槽を設ける場合にあってはその位置

サ 土地の高低差(縦断面図)、こう配、擁壁の位置、計画道路、指定済み道路(指定年月日、番号)、その他地形上特記すべき事項

(2) 付近見取図には、次のことを記入すること。

ア 方位

イ 道路、鉄道、水路、川、がけ

- ウ 最寄の駅、停留所及びそれらの地点から申請地までの距離
 - エ 申請地付近の目標となる建築物及び地物
- (3) 構造詳細図（縮尺は20分の1程度）には、次のことを記入すること。
- ア 道路の幅員（横断面図）
 - イ 道路の構造寸法（橋等を設ける場合にあってはその構造寸法）
 - ウ 側溝、縁石の寸法及び側溝のふたの寸法
 - エ 標識の寸法
 - オ 貯溜槽及び浸透槽の構造寸法
- (4) 公図の写しには指定を受けようとする道路の位置を点線で明示すること。写しには作成者の氏名を記載し、押印すること。
- (5) 地籍図及び公図の写しには同一方位、方向に記入すること。

8 承諾書欄の記入

- (1) 申請者の印は、申請書のものと同印とすること。
- (2) 申請者が、土地所有者その他の権利者であるときも承諾書欄に必ず記入すること。
- (3) 権利別欄には、地番及び土地所有者又は土地使用者等の別を記入し地籍図に記載されたすべての者について、以後、承諾について紛争の生じないよう十分説明のうえ、承諾印（印鑑登録印（登録又は登記がない場合は本人又は権利者であることを証する書面））を受けること。

なお、記載者の多いときは、欄を二分するか申請図を2枚使用すること。2枚以上使用するときには、必ず全員の割印をすること。水路等の公有地の承諾で、別途に申請し承諾書の交付を受ける場合にあっては、その旨を記載し、承諾書とは別添としても差し支えない。

- (4) 申請道路が公道と併存している場合は、その道路管理者と協議し、また境界査定を受けて、その旨を備考欄に記入すること。
- (5) 年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日を記入すること。

9 図面作成者及び測量者の住所、氏名は必ず記入し、押印すること。

（その他の添付書類）

第4 上記のほか、次に該当する場合には、それぞれ列記の書類を提出すること。

- (1) 政令第144条の4第1項1号の規定の摘要を受ける場合は、公園、広場その他これらに類するものの管理者が自動車の転回に使用して支障がない旨の承諾書又はその写し
- (2) 法第42条第2項、若しくは第3項道路に接続し、又は交差する場合においては道路と、道路境界線とみなされる線との間の土地の権利者の承諾書又はその写し
- (3) 排水の放流先が公共の水路、河川若しくはこれに準ずる水域又は私有の下水溝、水路その他これに類するもの場合には、管理者が承諾している旨の許可書、協議書、同意書又はその写し

(審査と築造承認)

- 第5 申請書の提出があった場合、現地調査を行い申請書と現地が相違していないかを確認すること。
- 2 都市計画法による開発行為に該当するか否かについて、開発担当課と協議すること。
 - 3 審査は政令、細則、基準及び本要領により、申請道路の延長、幅員、道路のこう配、すみ切り、舗装、側溝、排水の放流先、擁壁及び接する敷地等について行い、申請地の権利関係及び承諾等は特に留意すること。
 - 4 申請書は、道路位置指定申請審査・検査表(第2号様式)に基づき審査し、不備・訂正等がある場合は通知書(第3号様式)で通知し、適合した後に築造工事に着手できる旨の道路位置指定の築造承認を交付する。

(道路位置指定の検査)

- 第6 築造が完了した場合は、道路築造工事完了届(別記第4号様式)を提出するものとする。
- 2 完了届けを受理した時は築造承認した申請書のとおり築造されているか次の各号について検査を行う。
 - (1) 道路の位置・延長・幅員及び側溝・縁石・境界石による道路の区画
 - (2) 敷地の接道状況及び申請区域
 - (3) 擁壁等の構造
 - (4) 側溝の構造、排水施設、放流先
 - (5) 築造工事の工程写真
 - (6) 完了検査時の写真撮影

附 則

この取扱い要領は、昭和62年4月1日から施行する。